

病児・病後児保育利用のめやす

以下の感染症への濃厚接触歴にて保育中に発症・状態悪化が懸念されないこと。

| No. | 病名・症状 | 利用のめやす |
|-----|-----------------|---|
| 1 | 急性上気道炎 | 利用開始前 24 時間は 38°C以上の発熱なく、風邪症状も強くないこと |
| 2 | インフルエンザ | 発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過していること |
| 3 | 新型コロナウイルス感染症 | 発症後 6 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過していること |
| 4 | R S ウィルス感染症 | 38°C以上の発熱なく、重篤な呼吸器症状もないこと |
| 5 | アデノウィルス感染症 | おもな症状（発熱、咽頭発赤、目の充血）が消失してから 2 日を経過し、かつ風邪症状も軽快していること |
| 6 | 結膜炎（流行性角結膜炎を含む） | 医師において感染の恐れがないと認められること |
| 7 | 感染性胃腸炎 | 利用開始前 24 時間は 38°C以上の発熱なく、嘔吐・下痢等の症状が治まっていて急変の可能性が少ないと認められること |
| 8 | ぜん息・ぜん息性気管支炎 | 呼吸苦や激しい咳等、強い症状が治まっていること |
| 9 | 溶連菌感染症 | 抗菌薬内服後 24～48 時間経過し、解熱傾向にあること |
| 10 | 中耳炎・外耳炎 | 高い熱や強い症状がなく急変の可能性が少ないと認められること |
| 11 | 急性気管支炎・肺炎 | 高い熱や激しい咳が治まっていること |
| 12 | マイコプラズマ肺炎 | 高い熱や激しい咳が治まっていること |
| 13 | 百日咳 | 特有な咳が消失している又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了していること |
| 14 | ヘルパンギーナ | 高い熱がなく、普段の食事ができること |
| 15 | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過していること |
| 16 | 水痘（水ぼうそう） | すべての発疹が痂皮化していること |
| 17 | 麻しん（はしか） | 解熱した後 3 日を経過していること |
| 18 | 風しん | 発疹が消失していること |
| 19 | 突発性発しん | 解熱していること |
| 20 | 伝染性紅斑（りんご病） | 高い熱がなく、普段の食事ができること |
| 21 | 手足口病 | 高い熱がなく、普段の食事ができること |
| 22 | 伝染性膿瘍疹（とびひ） | 皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること |

※「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省）に基づき作成しています。

※ このめやすを参考に、具体的な病状・経過、診察の結果により利用の可否について判断させて頂きます。